

株式取扱規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款 10 条に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 本会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

みずほ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第 4 条 株主名簿に記載される者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、証券会社等または機構を通じた届出の対象となっていない事項については、本会社の定める書式により株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

(法人株主等の代表者)

第 5 条 法人である株主等は、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 本会社に対する株主等からの届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合は、株主等本人からの届出とみなす。

第 3 章 株 主 確 認

(株主確認)

- 第 10 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、本会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
- 2 本会社に対する株主からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
 - 3 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
 - 4 代理人についても第 1 項および第 2 項を準用する。

第 4 章 株主権行使の手続き

(電子提供措置事項の書面交付請求および異議申述の方法)

- 第 11 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定により電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求するときおよび同条第 5 項の規定により異議を述べるときは、株主名簿管理人を通じて行うものとする。ただし、証券会社等および機構を通じて行うものについてはこの限りではない。
- 2 前項の請求または異議を株主名簿管理人を通じて行う場合、株主名簿管理人の定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

- 第 12 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

- 第 13 条 株主総会の議案が株主の提案によるものである場合、会社法施行規則第 93 条第 1 項により本会社が定める分量は以下のとおりとする。
- (1) 提案の理由
各議案ごとに 400 字
 - (2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者ごとに 400 字

(単元未満株式の買取請求の方法)

- 第 14 条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

- 第 15 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

- 第 16 条 本会社は、前条により算出された買取価格から第 19 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、本会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。
- 買取請求者はその指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができるものとする。

(買取株式の移転)

- 第 17 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続が完了した日に本会社の振替口座に振替えるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

- 第 18 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 6 章 手 数 科

(手 数 料)

第 19 条 第 14 条の単元未満株式の買取請求に係る手数料は、以下のとおりとする。

第 14 条（単元未満株式の買取請求の方法）に基づく単元未満株式の買取りの場合株式の売買の委託に係る手数料相当額として、以下の算式により 1 単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。

（算式）第 15 条に定める 1 株当りの買取単価に 1 単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

（円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。）

ただし、1 単元当りの算出金額が2,500円に満たない場合には2,500円とする。

附 則

1. この規則の変更は取締役会の決議によるものとする。

1978年12月20日	一部変更
1982年 9月27日	〃
1989年 2月13日	〃
1990年 6月28日	〃
1991年 6月27日	〃
1999年10月 1日	〃
2000年10月 1日	〃
2001年11月26日	〃
2002年 4月 1日	〃
2003年 2月20日	〃
2003年 4月 1日	〃
2004年 6月25日	〃
2005年12月12日	〃
2007年 4月24日	〃
2007年10月 1日	〃
2008年 6月24日	〃
2008年12月 8日	〃
2009年 6月24日	〃
2013年 7月31日	〃
2013年12月24日	〃
2021年11月22日	〃
2022年 7月29日	〃